

## 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

### 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	被 害 者	事 件 の 概 要
1	教育委員会	29. 3. 3	円 55,922	中原区在住者	平成28年11月2日、市立学校の校庭で、 <sup>せん</sup> 剪定した樹木の枝が落下し、隣接する駐車場に駐車していた被害者所有の普通乗用車を破損させたもの
2	教育委員会	29. 3. 10	円 392,000	川崎区在住者	平成25年11月8日、市立学校の校庭で、体育の授業中、他の児童が運んでいたバスケットゴールが、被害者に当たり、負傷させたもの